

ハワイスタック Hawaii-Stack ホームステイ/英会話留学規約書

第1章 総則

第1条 留学契約

ハワイスタック（以下「当方」と言います）とお申込者（以下「お客様」と言います）との間の留学契約（以下「本契約」と言います）については、本約款でさだめるところによります。ただし、当方がお客様との間で書面により別途特約を結んだときには、その特約が優先します。

第2条 定義

- 1 「留学契約」とは、お客様が当方の研修施設及び宿泊施設その他を利用して英会話レッスンを受け、お客様が当方に対してそのレッスン料及び利用料を支払う契約を指します。また、プログラム内容に明記された異文化体験アクティビティや観光案内もこの留学に含まれています。
- 2 「留学プログラム」とは、お客様がハワイ島コナ国際空港に到着後、当方の研修施設及び宿泊施設を利用してレッスンなどを行い、その利用を終了しコナ国際空港での帰国便出発までの一連の工程を指します。
- 3 「到着日」とは、研修施設及び宿泊施設の存在するアメリカ合衆国ハワイ州、ハワイ島コナ国際空港への到着日を指し、申込書に記載します。

第2章 契約の成立

第3条 契約書の申し込み・契約の成立

- 1 本契約を申し込むお客様は、当方所定の申込書（以下「申込書」と言います）に必須事項を記入のうえ、当方またはその代理人に提出いただき、所定の料金（以下「留学料金」と言います）を当方指定口座に入金いただきます。
- 2 本契約は、当方が契約の締結を承諾し、お客様に請求書を発行したときに成立します。
- 3 当方は、前項の規定に関わらず、留学料金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることができます。
- 4 当方はお客様の要望及び当方の承諾により、到着時にアメリカドル現金にての支払いを受けることがあります。この場合、契約の成立時期は本条2及び3項に従います。

第4条 申し込み拒否事由

- 1 当方は、次に定める事由が認められるときは、申し込みをお断りする場合があります。
 - (1) お客様が未成年者である等の理由により、留学契約の申込みについて法定代理人の同意が必要な場合に、その同意がないとき。
 - (2) 保証人がいないとき
 - (3) お客様が希望する留学プログラムに空きがないなど、留学プログラム参加が困難であると当方で判断したとき
 - (4) お客様の過去の既往症または現在の心身の健康状態から、お客様が留学プログラム参加に不適切であると当方が認めたとき。
 - (5) 現地の治安状況や自然災害その他の事情により、当方が留学プログラム参加に障害があると判断したとき。

- (6) 留学プログラムの円滑な運営に支障をきたす恐れがあると当方が判断したとき。
- (7) お客様の申込みを承諾することが、留学プログラムの目的または趣旨等にてらし、適切でないと当方が判断したとき。
- (8) お客様が暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会勢力（以下「反社会的勢力」と言います）であると当方が判断したとき、または反社会的勢力であったと判断したとき。

第5条 旅行保険契約締結義務

- 1 お客様には、病気、傷害等に備え、お客様本人がより快適にかつ安心して留学プログラムに参加していただくために、海外旅行傷害保険に必ず加入していただきます。
- 2 当方は、お客様が前項の保険に加入していることが確認できない場合、加入を当方が確認するまでの間、研修施設及び宿泊施設の利用をお断りすることができます。
- 3 前項の場合、当方は、お客様に対し、保険への加入を確認するまでの間に生じた一切の損害賠償責任を負いません。

第3章 留学料金

第6条 留学料金に含まれるもの

- 1 留学料金には、原則として、研修施設におけるレッスン料、滞在施設利用料、滞在中の朝食及び夕食料金、並びにプログラムに記載された異文化体験アクティビティ参加料、空港送迎を含む留学プログラム中のすべての移動費用が含まれます。
- 2 留学プログラムの内容により、留学料金には、前項の費用のほか、50分2回のオンライン英会話レッスンが含まれる場合があります。

留学料金に含まれないもの

- (1) 日本国内における移動費用、交通費
- (2) 航空運賃
- (3) 渡航手続取扱料金、ESTA 申請取得料
- (4) 旅券取得料
- (5) 空港施設使用料、空港税
- (6) 出入国税
- (7) 検疫料
- (8) 燃油サーチャージ
- (9) 海外旅行傷害保険料金
- (10) 医療費
- (11) 留学料金支払い時の銀行口座振り込み手数料
- (12) 個人的性質の諸費用（電話料金、通信費、携帯 Wi-Fi レンタル費用、昼食代、遊興費等）

第4章 留学料金内訳

第7条 留学料金内訳

当方の留学料金は、別途発行する請求書記載の通りです。請求書を必ずご確認ください。

第8条 支払い時期・方法と費用の変更

- 1 留学料金の支払いは、当方指定の口座に振り込みです、指定の期日までに入金してください。この場合の振り込み手数料等の支払いに必要な費用はお客様に負担していただきます。
- 2 指定の期日までに料金全額が入金されない場合、当方は、留学プログラムへの参加をお断りすることがあります。
- 3 お客様の希望により現地にして到着後お支払い頂く場合には、アメリカドルでのお支払いのみとします。その場合にも、お申込み金 200 アメリカドルは、必ず指定の口座にお申し込み時にお振込みください。現地到着後に残金をお支払いください。
- 4 次の場合には、当方は、その差額だけ各種費用・代金を増額または減額することがあります。増額の場合には、差額をお客様に負担していただきます。
 - (1) 為替相場が著しく変動した場合
 - (2) 現地税制が改定された場合
- 5 前項の増額の請求によりお客様が解約をされる場合には、第 13 条の規定に従い、所定の返金手続きを行います。
- 6 現地到着後に追加オプションや延泊などをご希望の場合には、その追加の際にアメリカドル現金にてお支払いいただける場合のみお受けします。

第5章 契約の変更

第9条 到着日の変更

- 1 お客様は、当方に対し書面により到着日の変更を申し出ることができます。この場合、当方が書面により当該変更申出を承諾したときに、到着日について変更がなされます。
- 2 到着日の変更には、変更手数料 100 アメリカドルがかかります。ただし、到着日より 22 日前以前に前項の変更がされた場合には、1 回に限り到着日変更手数料は無料とさせていただきます。
- 3 到着日の変更を希望される場合には、可能な限りお客様のご要望に添えるよう努力しますが、空きがないなど、変更の申出を当方が承諾できない場合がありますので、予めご了承ください。
- 4 到着日の変更に伴い、当方に損害が生じる場合には、お客様に変更手数料 100 アメリカドルとは別に損害額を請求させていただくことがあります。
- 5 到着日変更に伴い、為替が著しく変動するなどの要因が生じた場合には、当方は当初の留学料金を変更し、差額を請求することがあります。

第10条 その他の事由による契約内容の変更

- 1 研修施設及び宿泊施設の定員、各種交通機関のスケジュールの変更または改正などの事由により、当方からお客様に伝達した日程、研修施設、宿泊施設、その他留学プログラム内容等が変更されることがありますのであらかじめご了承ください。
- 2 前項の変更に伴い費用が増加した場合には、増加した費用を請求させていただく場合があります。また、当方の事情で留学が履行できないなどの場合には、減額清算させていただく場合があります。

第11条 申し込みの撤回

お客様との契約が、通信販売その他特定商取引法の適用を受ける場合には、お客様は次のとおり、契約の申込みを撤回することができます。

- (1) お客様がお申込みをし、別紙留学プログラム申込書及び本約款（契約書面）をお客様が受領し、当方発行の請求書を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面により申し込みの撤回を行うことができます。
- (2) 申し込みの撤回は、当該撤回に関わる書面を発した時にその効力を生じます。
- (3) 上記申し込みの撤回があった場合には、当方はお客様に損害賠償請求または違約金の支払い請求をいたしません。
- (4) 上記申し込みの撤回があった場合、当方が既に金銭を受領している場合には、速やかにその返金をいたします。

第12条 契約の解約

- 1 お客様は、到着日までの間は、書面により当方に対し解約の申し入れをし、いつでも留学プログラムを解約することができます。
- 2 お客様が留学契約を解約した場合には、当方に対し、後記（別表）に定める料金を、当方指定の口座に振り込み送金する方法で支払っていただきます。この場合、振込み手数料はお客様に負担していただきます。
- 3 当方がお客様からすでに料金を受領している場合には、当方は前項のお金を控除した残金を、お客様指定の金融機関口座に振り込み送金する方法で返金します。ただし、振込み手数料はお客様に負担していただきます。

第13条 当方による解除

- 1 お客様が次の各号に該当する場合、当方は、催告の上、本契約を解除することができます。
 - (1) お客様から指定の期日までに必要な書類の提出がされないとき。
 - (2) お客様から指定の期日までに必要な費用の支払いがされないとき。
 - (3) お客様が当方に届け出た情報に、虚偽または十台な遺漏があることが判明したとき。
 - (4) お客様が海外旅行保険に加入したことが確認できないとき。
 - (5) お客様が本契約または別途定める研修施設及び宿泊施設の各種規則に違反しているとき。
 - (6) その他、当方が契約を解除することが適当であると認めたとき。
- 2 前項に基づき、当方が契約を解除した場合、お客様に第13条2項に定める料金を支払っていただきます。
- 3 当方が既に代金を受領している場合には、その手続きは第13条3項に従います。
- 4 本条により当方が契約を解除した場合には、当方はお客様に対し、一切の損害賠償責任を負担しません。

第14条 当方による無催告解除

- 1 お客様が、次の各号に該当する場合、当方は催告することなく、留学契約を解除することができるものとします。
 - (1) お客様が、破産、民事再生、任意整理またはこれに類する手続きを行い、またはその申し立てを受けたとき
 - (2) お客様が、死亡、所在不明、または2週間以上にわたり連絡不能となったとき。

- (3) お客様が契約を維持しがたい不信行為に及んだとき。
 - (4) お客様が反社会的勢力であることが認められるとき。または反社会勢力であったと認められるとき。
 - (5) お客様自らまたは第三者を利用して、当方または他のお客様に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いるなどしたとき。
 - (6) 当方もしくは他のお客様に対して、お客様自身が反社会勢力である旨を示し、または、自身の関係者が反社会勢力である旨を示したとき。
 - (7) お客様が自らまたは第三者を利用して、当方の業務を妨害したとき、または妨害する恐れのあるとき。
 - (8) お客様が自らまたは第三者を利用して、当方または他のお客様の名誉や信用等を毀損し、または毀損する恐れのある行為をしたとき。
 - (9) その他当方がやむをえない事由があるとみとめたとき。
- 2 前項に基づき、当方が契約を解除した場合、お客様に第13条2項の定める料金を支払っていただきます。
 - 3 当方が既に代金を受領している場合には、その手続きは第13条3項に従います。
 - 4 本条により当方が契約を解除した場合には、当方のお客様に対し、一切の損害賠償責任を負担しません。

第6章 団体・グループ手配

第15条 団体・グループ手配

複数のお客様（以下、「構成員」と言います）が代表者を定めて申し込んだ契約については、以下の通り取り扱うものとします。

- (1) 当方は、お客様が定めた代表者（以下、「代表者」と言います）が構成員の契約締結に関する一切の権限を有しているものとみなし、当該契約に関する取引等を代表者との間で行います。
- (2) 前項による契約の成立時期については、第3条に準じます。
- (3) 当方は、代表者と構成員との間の紛争については、何ら責任を負いません。
- (4) 契約が締結された場合は、代表者は当方が定める日までに構成員の人数、住所、氏名、年齢等の当方指定の情報を当方指定の方法で提出しなければなりません。

第7章 責任

第16条 免責事項

- 1 当方は、次の各号に該当する場合にお客様に生じた損害の賠償責任を負いません。
 - (1) お客様に留学プログラム開始前、または終了後に生じた事由に基づき損害が発生した場合。
 - (2) お客様により留学プログラムまたは到着日に変更された場合。
 - (3) 研修施設、宿泊施設、異文化体験アクティビティ等その他の内容がお客様に適合しない場合。
 - (4) 当方が管理できない事由により、日程、宿泊施設その他の留学プログラムまたは到着日に変更された場合。
 - (5) 天災、地変、戦争、暴動、ストライキ、クーデター、内戦、その他これに準ずる事由により、日

程、宿泊施設その他の留学プログラムまたは到着日が変更、またはキャンセルされた場合。

- (6) 研修施設または宿泊施設外で損害が生じた場合。
- (7) その他当方の責に帰すべき事由がなくお客様に損害が生じた場合。

第17条 クレジットカードによる支払い及びクレジット購入契約について

クレジットカードによる支払い及びクレジット購入契約はできません。当方指定口座に振り込み送金する方法での全額支払い、またはお客様のご希望によっては申込金 200 アメリカドルを除く残金は、現地到着後にアメリカドルでの支払いができます。

第8章 注意事項

第18条 旅券（パスポート）について

お客様が現在お持ちの旅券が今回の渡航に関して有効かどうかの確認、旅券の取得は渡航までにお客様の責任で行っていただきます。当方では、責任を負いかねますのでご承知ください。

第19条 保健衛生について

渡航先での衛生状況については、厚生労働省検疫感染情報ホームページでご確認ください。日本国内とは衛生状態が異なる場合がありますので、健康にはご注意ください。

第20条 海外危険情報について

- 1 渡航先によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。必ず外務省の「外務省海外安全ホームページ」等でご確認ください。
- 2 研修施設または宿泊施設外におけるお客様自身の安全は、お客様自身で確保していただくことになり、当方では責任を負いかねます。日本国内とは治安状況が異なりますので、十分にご注意ください。

第21条 個人情報の取扱

当方は、お客様から頂いた個人情報を、本契約履行のために必要な班員で利用させていただくほか、商品・サービス・イベント等のために利用させていただき、それ以外の目的では利用いたしません。

第22条 18歳未満のお客様の外出及び外泊について

18歳未満のお客様については、原則外出禁止とします。ただし、保護者（近親者）のお客様の付き添いがある場合は自由時間における19時までの外出は許可するものとします。また、18歳未満のお客様の外泊に関しては保護者の同伴があってもプログラム期間中は禁止とします。万が一規約を守らずに、外出・外泊した際にトラブル等が発生した場合、当方は関知しないものとします。

第9章 雑則

第23条 一般義務

お客様には、次の各号を遵守していただき、留学プログラムの円滑な運営に協力していただきます。

- (1) 法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。
- (2) 別途定める研修施設、宿泊施設等の各種規則に従って行動すること。

(3) アメリカの法律により、21歳未満の飲酒及び喫煙は禁止されています。そのため、当プログラムに参加される方は、日本における成人（20歳）であり合法であっても、プログラム参加中は飲酒及び喫煙を行わないこと。

(4) マリファナや薬物などの摂取を行わないこと。

第24条 緊急連絡先

- 1 お客様には、申込書に緊急連絡先を必ずご記入いただきます。
- 2 万が一の事故などの場合、お客様の同意なく、ご記入いただいた緊急連絡先に連絡することがあります。

第25条 領収書

- 1 プログラム料金を銀行振り込みでお支払いの場合は、金融機関の発行する振込金の領収書をもって領収書にかえさせていただきます。
- 2 申込金から差し引いた残額を現地にてアメリカドル現金でお支払いいただく場合で領収書が必要な方、また、上記の場合であっても別途当方からの領収書が必要な方は当方までお申し付けください。

記

別表

【到着日前の解約・解除】

解約・解除の時期	解約料
到着日の23日より以前に解約するとき	無料
到着日の22日前までに解約するとき	お申込み金 200 ドル
到着日の15日前までに解約するとき	お申込み金 200 ドル + 残高の 50%
到着日の8日前までに解約するとき	お申込み金 200 ドル + 残高の 80%
到着日の8日以降に解約するとき	留学料金の 100%

【到着日後の解約・解除】

解約・解除の時期	解約料
残りのプログラムが4週間以上であるとき	留学料金の 50%
残りのプログラムが4週間未満であるとき	留学料金の 100%

以上